

Q6-8:台湾には特別休暇制度がありますか。特別休暇の日にちは誰が決めますか。年度終了時に従業員が未消化の特別休暇に対し、企業は休暇未消化の賃金を給付しなければなりませんか。

労働者には勤続年数に応じて以下表のように特別休暇(有給休暇)が与えられます。

勤続年数	休暇日数
1年以上3年未満	7日
3年以上5年未満	10日
5年以上10年未満	14日
10年以上	15日~30日

10年以上の勤続者は1年ごとに14日に1日追加され、最高で30日となります。

また、年度の終了または労働契約の解除により特別休暇未消化の事由が会社にある場合、会社は未消化日数に応じて賃金を支給しなければなりません。

労働者の同意を得て特別休暇または休日に勤務させた場合、日数分の賃金を残業手当として支払わなければなりません。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。